

資産運用の基本方針
(確定給付型企业年金)

2019年4月1日

日立企業年金基金

第1条 運用の目的

日立企業年金基金（以下「当基金」と称す）の年金資産運用は、加入者、受給者等に対する年金給付及び一時金給付の支払いに必要なかつ十分な時価資産の蓄積を図ることを目的とし、中長期的に安定した総合収益を確保し、将来にわたって健全な年金財政を維持するよう努める。

第2条 運用の目標

運用の目的を達成するために、当基金の成熟度合や資産の積立水準、財政上の許容範囲、母体企業のリスク負担能力及び運用環境の動向等を考慮しつつ、制度上の必要収益率ならびに運用報酬等を勘案した中長期の目標収益率を定める。当該目標収益率は適切なリスク量で達成することを目標とし、リスクを抑え、長期投資の観点での安定運用に努める。

第3条 資産構成割合

1 中長期の政策的資産構成割合

運用の目標に定める中長期の目標収益率を安定的に達成するために、資産クラス毎の期待収益率、リスク、各資産間の相関係数を考慮し、中長期的な観点の政策的資産構成割合（以下、「政策的資産配分」と称す）を定める。政策的資産配分は、株式資産と株式以外の資産の配分で定め、その比率をそれぞれ23%、77%とする。なお、政策的資産配分は原則として財政再計算による検証を受け、当基金の成熟度合や資産の積立水準、財政上の許容範囲、母体企業のリスク負担能力及び運用環境の動向等を考慮して決定する。

2 年度毎の資産構成割合

政策的資産配分を前提として、国内株式、国内債券、外貨建株式、外貨建債券、代替投資（不動産・未公開株式等）、生命保険一般勘定及び短期資産などの資産配分について、資産クラス毎の期待収益率、リスク、各資産間の相関係数を勘案し、定められたリスク量の範

囲内で、年度毎の資産構成割合（以下、「年度資産配分」）を定める。

第4条 リスク管理

当基金の投資対象資産は国内株式、国内債券、外貨建株式、外貨建債券、代替投資（不動産・未公開株式等）、生命保険一般勘定、短期資産とし、これらリターン・リスク特性の異なる複数の資産クラスに分散投資を行い、更に一定の時価変動に対してはリバランスを実施することでリスク管理を行なうことを基本とする。リスク管理の上で必要なリバランス・ルールについては別途運用管理規程に定める。

なお、運用の委託については、当基金の年金資産全体からみて特定の運用受託機関の特定の商品に過度に集中しないようにする。ただし、以下に定める合理的理由がある場合は、運用受託機関の信用リスク等に十分な注意を払った上で投資することができる。

- （１） 特定の運用受託機関の複数の資産で構成される商品、複数の投資戦略を用いる商品または複数の商品に投資する場合
- （２） 生命保険一般勘定契約または生命共済一般勘定契約等、元本確保型の資産に投資する場合
- （３） ベンチマークとの連動性を目的とする商品に投資する場合
- （４） 市場急変時等のリスク回避行動の結果として特定の運用受託機関に運用委託が集中する場合

第5条 受託機関の選任と運用指針（ガイドライン）

1 運用受託機関の選任

運用受託機関の選任にあたっては、年度資産配分に基づき、各運用受託機関の経営理念・財政状況及び定性的評価・定量的評価、並びに運用手法・スタイル・運用報酬等を総合的に勘案して、当基金にとって最適なマネージャーストラクチャーとなるべき運用受託機関を選任する。資産運用業務を再委託するときは、同様に調査を行い再委託するものとする。

2 資産管理機関の選任

資産管理機関の選任にあたっては、当基金の資産を保全する観点から、各資産管理機関の経営基盤及び財政状況、資産管理体制並びに運用情報サービス状況等を勘案し、最適となるべき資産管理機関を選任するものとする。資産管理業務を再委託するときは、同様に調査を行い再委託するものとする。

3 運用指針（ガイドライン）の策定

当基金の資産配分割合の管理・運用リスクの管理等のために別に運用指針を策定し、各運用受託機関に本基本方針とともに、「運用ガイドライン」として文書により通知する。

第6条 運用報告書の提出・ミーティング

1 運用報告書の提出

当基金は、運用受託機関や資産管理機関（以下「受託機関等」と称す）に対し、資産運用に関する報告書を少なくとも四半期毎に速やかに提出させ、運用実績把握とリスク管理分析を行うものとする。

2 運用ミーティング

当基金は、運用状況の把握のため必要に応じて受託機関等とミーティングを実施する。また、受託機関等に対し随時運用報告を求めるものとする。

第7条 運用受託機関の評価

1 定量的評価

運用成果の定量的評価は、運用受託機関毎に時間加重収益率で評価し、取引の認識基準は約定ベース、収益の認識は発生主義で計算することとする。また、次の事項などを総合的に勘案して行うものとする。

- （1）複合ベンチマーク収益率と受託資産全体収益率の比較
- （2）資産別のベンチマーク収益率または参考ベンチマーク収益率と各運用受託機関の資産別の収益率との比較
- （3）運用受託機関相互の比較（ユニバース比較）
- （4）リスク度合や運用の効率性の評価・比較（トラッキングエラー、インフォメーションレシオ等）

2 定性的評価

運用受託機関の定性評価にあたっては、次の事項などを総合的に勘案して行うものとする。

- （1）経営理念、経営内容、年金運用に対する考え方および年金運用の経験
- （2）投資哲学、投資方針、投資スタイルおよび運用手法
- （3）組織、人事労務政策

- (4) 運用体制、運用管理責任者および担当者の能力、経験
- (5) 情報収集システム、情報処理システム、投資判断プロセス
- (6) 法令の遵守体制、運用管理部門の体制
- (7) 投資助言契約会社の助言及び当基金への協力度合い

3 運用評価の期間

評価期間は原則3年以上とする。ただし、3年以内でも運用成績の不良、人の異動、経営状況の変化等により契約解除、委託資産の減額を行なうことがある。また、当基金の運用戦略により資産配分割合の変更を行うことがある。

第8条 資産運用上の遵守事項

当基金の資産の運用にあたっては、当基金及び運用受託機関は次の事項を遵守するものとする。

(1) 受託者責任

- ① 当基金及び運用受託機関は、資産の運用にあたり、善良なる管理者の注意をもって、専ら当基金の利益の最大化のために忠実にその職務を遂行しなくてはならない。
- ② 当基金及び運用受託機関は、関係諸法令、本基本方針、運用ガイドライン、契約書等及び協議事項を遵守しなくてはならない。
- ③ 当基金及び運用受託機関は、関係諸法令を熟知し、法律趣旨や社会通念に鑑みて社会的疑惑を招く投資を行ってはならない。
- ④ 運用受託機関は、経営に影響を及ぼす事態が発生した場合、受託した業務に影響を及ぼす事態が発生した場合（組織の変更・人の異動・運用スタイルの変更など）、運用について不測または多額の損失（資産の時価評価額の低下）が発生した場合、もしくは市場の大きな変動が生じた場合、速やかに当基金に文書で報告を行い、当基金が必要と認める場合は当基金と対応策を協議しなくてはならない。

(2) 株主議決権行使

運用受託機関は、当基金の利益拡大を図るために株主議決権、社債の議決権の行使等を行うものとする。

(3) 有価証券取引の最良執行

運用受託機関は、有価証券の売買に当っては売買手数料のみならず、マーケットインパクトコスト等を考慮した上で発注、執行管理を行うものとする。

(4) 伝統的資産の運用における遵守事項

① 伝統的資産の定義

伝統的資産とは、市場で取引が活発な株式、および債券と定義する。

② 分散投資の実施

運用受託機関は、株式資産、債券資産の運用においては、業種（債券資産の場合は国債、社債、資産担保証券等の債券分類）、個別銘柄（債券資産の場合は個別発行体）、その他リスク（債券資産の信用リスクやデュレーション・リスク等）について分散投資を実施し、過度なリスクの集中は行ってはならない。

なお、投資対象国（原則、OECD加盟国）、個別銘柄、個別発行体、業種分類、債券種別、格付け制限（原則、主要格付け機関の投資適格以上）等の制限については、運用ガイドラインに規定する。

③ 株式の信用取引並びに金融デリバティブ取引の活用

運用受託機関は、当基金の利益の最大化のための運用戦略の一環として、株式の信用取引、上場および店頭金融デリバティブ取引（先物、オプション、スワップ取引等）ならびに為替予約取引を実施する場合は、事前に当基金と協議の上、許容されるリスクの範囲内でこれらの取引を行えるものとする。

なお、各取引に係る運用制限については運用ガイドラインに規定する。

④ 投機的取引の禁止

運用受託機関は、仕手戦、買占め、敵対的買収または防戦買い、短期の回転売買などの投機性の強い売買を行ってはならない。

(5) 代替投資の運用における遵守事項

① 代替投資の定義

代替投資とは、伝統的資産以外への投資を対象としたもの、および現物資産の買建てといった伝統的資産の投資手法以外での運用戦略およびデリバティブ取引等をヘッジ目的以外で利用する運用戦略と定義する。ただし、現物資産の買い持ちによる運用において運用戦略の拡張のために行うデリバティブ取引を実施する運用は、伝統的資産の運用に区分する。

② 運用性質の把握

運用受託機関は、代替投資に係る運用受託機関が用いる運用戦略について、以下の事項を確認しなければならない。

(i) レバレッジの有無

(ii) 証券化の手法の有無

(iii) 流動性の制限

- (iv) 投資するファンド等からの再投資の有無
- (v) 時価の算出の方法、報告の方法

第9条 資産運用における留意事項

1 単独運用の実施

当基金の資産は、単独運用を原則とする。

なお、運用方針が明確であり、取引コストやリスク分散の観点から有益であると判断される場合は、当基金と運用受託機関で協議の上、合同運用を認めることがある。但し、合同運用での運用を行う場合は、以下の事項を遵守するものとする。

- (1) 運用受託機関は、国内投資信託、海外投資信託等のファンド形態での合同運用の場合、公募、私募に拘わらずファンド監査を実施することとする。
- (2) 運用受託機関は、実運用者、資産管理会社（信託銀行、アドミニストレーター等）および基準価額の計算人、監査人について、それぞれの独立性を担保することとする。役員の兼職等の目的関係や資本関係は必ず報告を行うものとする。
- (3) 運用受託機関は、運用の開始にあたって上記運用およびファンド関係者に係るスキーム図を提示・提出し、当基金へ説明を行うものとする。
- (4) 運用受託機関は、当該運用スキームの変更の有無にかかわらず、最低年に1回当基金へ報告を行うものとする。なお、信託銀行が自行で運用する合同年金信託口については、統制報告書の提出をもって、当該報告に替えることができるものとする。

2 代替投資に関する留意事項

代替資産への投資にあたっては、その目的・位置付け等を明確にした上で行うものとする。

(1) 代替投資の目的

当基金は、年金資産運用における収益源泉の分散（リスク分散によるポートフォリオのリスク/リターン特性の改善）および収益機会の追求（超過リターンの獲得によるポートフォリオのトータルリターンの向上）を目的に、伝統的資産とは異なるリターンとリスク、各運用資産との相関関係、流動性等の代替資産の固有の特性を十分に理解した上で、代替投資を行うものとする。

(2) 代替投資の位置付け

当基金は、代替資産を年度資産配分上の独立した資産クラス、または伝統的資産の代替資産として代替投資商品毎にその位置付けを決定する。

(3) 代替投資の投資割合

当基金は代替投資の運用を、年度資産配分で定める割合の範囲内とする。
その際、そのリターン/リスク特性を定性的のみならず、できる限り定量的に把握・分析するものとし、ポートフォリオの最適化等の適切なプロセスを経て、総合的に評価した上で、他の資産と同様に、投資割合等（基準となる構成割合等）を決定するものとする。

なお、代替投資が、伝統的資産の代替を目的とする場合は、年度資産配分上は代替する伝統的資産に計上するが、その場合の代替投資の割合は事前に運用受託機関と協議の上、適切な投資割合等を設定し、過大にリスクを取らないように注意を払うこととする。

但し、時価の変動等により一時的に超過する場合は、この限りではない。

第10条 その他運用業務に関する事項

1 資産運用の基本方針の見直し

本基本方針は、財政再計算時及び制度変更・加入員の大幅変動並びに運用環境変動等により見直しが必要な場合には、加入者意見を聴取し代議員会議決を経て変更する。変更した場合は、改めて運用受託機関ならびに資産管理機関に文書で通知する。

2 掛け金収入の払込及び給付費等の負担割合

掛け金収入については当基金より総幹事への全額払込を、給付費等については総幹事での全額負担を原則とする。但し、給付費等支払財源の確保のために、必要の都度、財産の移受管を行うものとする。

3 受託機関毎の個別遵守事項

受託機関毎の個別運用遵守事項は運用ガイドラインに記載する。

以 上

制定	2003 年 10 月 1 日	改定	2019 年 4 月 1 日
改定	2004 年 4 月 1 日		
改定	2010 年 4 月 1 日		
改定	2018 年 4 月 1 日		